

(株) 北海道エアシステムに対する嚴重注意について

平成23年6月11日

国土交通省 東京航空局

平成23年6月4日、北海道エアシステム2891便は奥尻空港への着陸進入中、天候不良のため着陸復行を行ったが、その際地表面へ接近し緊急の回避操作を行ったとの報告が昨日、同社よりありました。

これは、航空法施行規則第166条の4第5号に規定する重大インシデント（飛行中において地表面又は水面への衝突又は接触を回避するための航空機乗組員が緊急の操作を行った事態）に該当し、同法第76条の2の規定に基づき国土交通大臣に当該事態の発生をすみやかに報告することが求められているものです。また、重大インシデント発生後、当該航空機は耐空性の確認が十分に行われていないまま、合計34便の運航が行われていました。

当局としては、公共交通を担う航空運送事業者がこのような事案を発生させたことを重く受け止め、本日、東京航空局長から同社社長あて文書による嚴重注意を行い、安全管理体制の強化及び再発防止策の策定を指示しましたので、お知らせいたします。

また、今後、立入検査等により、同社の安全管理体制等について確認を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講ずることとしています。

問い合わせ先

東京航空局保安部航空事業安全監督官

電話 03-5275-9292（代表）

担当 前任航空事業安全監督官 小松（内線7710）

（直通）03-5275-9307（航空事業安全監督官）

（FAX）03-3288-8915

（携帯）080-1321-8357

※代表電話の交換業務は、平日08:30～17:45です。

この時間帯以外は、恐れ入りますが直通で問い合わせ下さい。